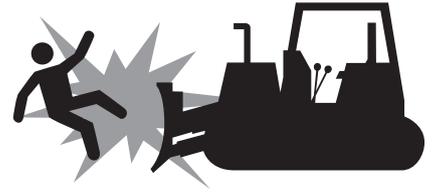


賠償責任サポート〈動産サポート付帯サービス〉

【賠償責任サポート】

レンタル機械使用中における第三者へ損害を与え、法律的に損害賠償請求が発生した際、その賠償金をサポートいたします。



◆対象機種

→建設機械・小物類等（登録ナンバー付車両・対象外機種等を除く）

◆サポート金額

→対人・対物共通…3億円

◆お客様負担金

→対人…10万円/1事故 →対物…20万円/1事故

◆サポート対象事故

→レンタル機械での作業中の操作ミスが原因で、第三者に発生した損害により負担すべき法律上の賠償責任（賠償責任サポートで定める範囲内）をサポートいたします。

《注意1》お客様において同様の保険に加入されている場合、お客様の保険を優先させていただきます。

《注意2》労災保険を適用する場合、労災保険、労災上乗せ保険（傷害保険等）を優先させていただきます。

《注意3》示談につきましては、必ず弊社とご相談の上、お客様で進めていただきます。

弊社へ届出無しに示談された場合、サポートできない場合がございます。

～サポート対象事故例～

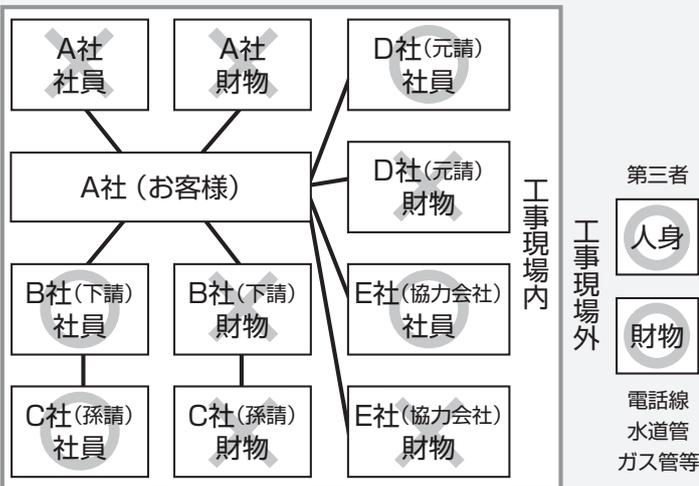
1. 油圧ショベルを操作中に、通行人に接触し、重傷を負わせてしまった。
2. 油圧ショベルで旋回中、誤って第三者の自動車にバケットをぶつけ破損させてしまった。
3. ブルドーザーで作業中、操作を誤って下請け人にケガを負わせてしまった。
4. 油圧ショベルにて掘削し、誤って地中の水道管を破損してしまった。(工事対象物は対象外)
5. クレーンで旋回中、誤って電線に触れ、切断してしまった。

◆サポート対象外事故 ※「日本キャタピラーレンタルサポート制度共通免責規定」参照。

1. 賠償責任サポートにて取り決めている賠償額を超える分の損害。
2. 事故を起こした人と死傷した被害者が父母・配偶者・子供・同居の親族・会社同僚の場合。
3. 加入者の会社が所有・使用・管理する財物に生じた損害。 ※6
4. 同じ現場に従事する他社の財物を破損した場合。(他社の自動車を破損した等)
5. 加入者の請負っている工事対象物そのものの損害。(建築中の建物を破損した等)
6. 加入者が元請会社等から工事を行う上で支給された資材等に与えた損害。
7. 地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う、
イ)土地の沈下・隆起・移動・振動または土砂崩れによる土地の工作物(収容物等含む)植物及び土地の損壊について負担する損害賠償責任。
ロ)土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入による地上の構築物、その収容物もしくは土地の損壊について負担する損害賠償責任。
8. ナンバープレートが付いていない建設機械等での公道自走中の事故。
9. 重大な法令違反によって生じた損害。

※6[注意]他社からレンタル中の機械を破損した場合サポート対象とはなりません。

賠償責任サポートの適用範囲解説



オペレーター	適用範囲	
	人身(従業員)	財物(会社所有)
A社 社員	B・C・D・E (A社社員以外)	第三者の財物のみ (A～Eは全て対象外)
B社 社員	A・C・D・E (B社社員以外)	
C社 社員	A・B・D・E (C社社員以外)	
D社 社員	A・B・C・E (D社社員以外)	
E社 社員	A・B・C・D (E社社員以外)	

上記例:

- ① A社のオペレーターがA社の社員を、油圧ショベルでケガをさせてしまった。… × 対象外
- ② A社のオペレーターがB社の社員を、油圧ショベルでケガをさせてしまった。… ○ 対象
- ③ A社のオペレーターがA社の自動車を、油圧ショベルで破損させてしまった。… × 対象外
- ④ A社のオペレーターがB社の自動車を、油圧ショベルで破損させてしまった。… × 対象外
- ⑤ B社のオペレーターがA社の社員を、油圧ショベルでケガをさせてしまった。… ○ 対象
- ⑥ A社のオペレーターが日本キャタピラーの機械で、A社が日本キャタピラー以外からレンタルした機械を破損させてしまった。…………… × 対象外
- ⑦ A社のオペレーターが日本キャタピラーの機械で、B社が日本キャタピラー以外からレンタルした機械を破損させてしまった。…………… × 対象外

➡ **建設機械で第三者の財物を破損**
A社のオペレーターが駐車中の乗用車を破損してしまった。

➡ **建設機械で下請け会社の従業員にケガ**
A社のオペレーターがB社(下請け)の従業員にケガをさせてしまった。